

韓国療養保護士養成教育に関する一考察

－専門性の向上にむけて－

○明星大学 氏名 高橋明美 (007962)

キーワード：韓国老人長期療養保険・療養保護士・養成教育

1. 研究目的

韓国では2008年7月に日本の介護保険制度にあたる「老人長期療養保険制度」（以下療養保険）が施行された。制度施行7年目を迎え、保険者である全国健康保険公団および行政もその課題意識を当初の制度の定着と確実なサービス提供から、サービスの拡大と質の向上へと移している。しかし不適切な介護が行われている現状もあり、特に直接介護サービスの提供にあたる療養保護士の専門性の向上は制度発足当初から引続き大きな課題となっている。

韓国では日本と違い、直接介護サービスを提供するのは療養保護士という国家資格所持有者に限られているにもかかわらず、不適切な介護を招いてしまうのはなぜだろうか。筆者はこれまでの知見から①療養保護士養成教育、②職場内職員育成体制、③ケアマネジメントを含めた日常の業務管理体制、④経営体制の各層で課題が発生しており、これらが複合して不適切な介護を招き、サービスの質の向上を妨げているのではないかと推測している。本研究は、まず療養保護士養成教育に焦点を当てて養成課程上の課題を考察し、専門性の向上を図るための養成教育の改善策を検討することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究は、上記の問題意識から療養保護士の養成課程に焦点を当て文献研究を行う。

まず日韓両国の先行研究、文献や行政資料等を使いながら療養保護士とその養成教育の現状を見ていく。その後、日本の介護初任者研修との比較を通して改善策の考察を行う。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守して行う。

4. 研究結果

療養保護士とは、韓国の療養保険制度下において直接介護サービスを提供するための国家資格であり、療養保険施行に先立ち2008年2月に制度化された。療養保険制度下では療養保護士の資格がないものは介護職員としてサービス提供を行えない、業務独占である。韓国保健医療国家試験院ホームページによると、その業務は家事・身辺支援だけではなく療養計画の策定や相談助言まで含んでいる。療養保護士の資格を得るには養成教育機関で240時間の教育を受けた後国家試験を受験し、合格しなければならない。その教育課程は

理論・実技・実習を80時間ずつ学ぶ構成となっている。(保健福祉部療養保険制度課2014:7)療養保護士の総数は2013年12月末現在1,177,235人であり、その90%以上を女性が占めている。従事率は21.95%で、その80%は40代以上である(全国健康保険公団2014:683,700)。なお、この従事者の中には家族の介護を行って家族介護給付金を貰っている療養保護士も2割以上いると推測される。

韓国の療養保護士養成教育と日本の介護初任者研修(130時間)を特に教育方法に着目して比較すると、①演習(実技)位置づけ、②演習の教育方法、③教育の到達目標の三点で大きな違いが見られた。具体的には、①日本は講義と演習が一体であるが、韓国は講義と実技が別建てになっている、②日本は演習を少人数で行っているが、韓国の実技教育は見学を中心としている、③日本は養成教育の到達目標を「できること」に設定しているが、韓国では養成教育の到達目標が実質的に「知識として知っている」というレベルにとどまっていると推察できることが明らかとなった。

5. 考察

韓国においては既に国家資格者による療養保護業務独占という枠組みができていたため、この枠組みを崩さずに、療養保護士養成教育課程の改善策として以下を提案したい。

第一は療養保護士の役割と業務の明確化である。療養保護士を直接療養保護業務中心とするのか、それとも療養計画の策定や連絡調整まで担うのかによって教育内容および時間数は当然異なってくる。また社会福祉士等との役割・業務分担も整理の必要がある。

第二は、現行資格はそのままにした上級資格の創設である。療養保護士の多くは40代以上の女性であるが、キャリアパスを作り、専門性を高めていくためにも20代の人材が療養保護の担い手として現場に出る仕組みが求められる。その意味でも大学等高等教育機関での上級資格者の養成が望まれる。なお現行の教育時間の増加も必要ではあるが、療養保護士不足、家族療養をしている療養保護士が多くいることから実現は難しいと考える。

第三は、現行の療養保護士養成教育方法の変更である。到達目標を「知っている」から「できる」レベルに設定し、より実践的に学ぶための体制に変えていく。特に実技部分については、少人数を単位とした演習グループを構成しそれに合わせた機材や補助講師の配置が必要を行い、現状の「デモンストレーション主体の見学」から「全員が繰り返し行う演習」に変更していくことで一定の実践力の習得が期待できる。

<引用文献等(韓国語)>

保健福祉部療養保険制度課(2013)療養保護士養成指針

全国健康保険公団(2014)2013老人長期療養保険統計年報

韓国保健医療国家試験院ホームページ 療養保護士職種案内 (<http://www.kuksiwon.or.kr/Examination/OccuLicense.aspx?PageName=LicensInfo&JobCode=35&SiteGnb=8&SiteLnb=1>
2015.4.2 閲覧)